

平成24年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成24年6月28日(木曜日)

議事日程第6号

平成24年6月28日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第64号から同第69号まで、請願第3号及び発議第5号
- 日程第4 議案第70号から同第79号まで、及び議案第84号から同第86号まで
- 日程第5 議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号
- 日程第6 議案第83号及び同第88号
- 日程第7 請願第2号
- 日程第8 発議第6号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第64号から同第69号まで、請願第3号及び発議第5号
- 日程第4 議案第70号から同第79号まで、及び議案第84号から同第86号まで
- 日程第5 議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号
- 日程第6 議案第83号及び同第88号
- 日程第7 請願第2号
- 日程第8 発議第6号
- 日程第9 閉会中の継続調査について

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	斉	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄
5番	古	畑	浩	一	君	6番	後	藤	善
								和	君

7番	田中 立一 君	8番	古川 昇 君
9番	久保田 長門 君	10番	保坂 良一 君
11番	中村 実 君	12番	大滝 豊 君
13番	伊藤 文博 君	14番	田原 実 君
15番	吉岡 静夫 君	16番	池田 達夫 君
17番	五十嵐 健一郎 君	18番	倉又 稔 君
19番	高澤 公 君	20番	樋口 英一 君
21番	松尾 徹郎 君	22番	野本 信行 君
23番	斉藤 伸一 君	24番	伊井澤 一郎 君
25番	鈴木 勢子 君	26番	新保 峰孝 君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米田 徹 君	副 市 長	本間 政一 君
総務部長	金子 裕彦 君	市民部長	吉岡 正史 君
産業部長	酒井 良尚 君	総務課長	渡辺 辰夫 君
企画財政課長	斉藤 隆一 君	能生事務所長	久保田 幸利 君
青海事務所長	木下 耕造 君	市民課長	竹之内 豊 君
環境生活課長	渡辺 勇 君	福祉事務所長	加藤 美也子 君
健康増進課長	岩崎 良之 君	交流観光課長	滝川 一夫 君
商工農林水産課長	斉藤 孝 君	建設課長	串橋 秀樹 君
都市整備課長	金子 晴彦 君	会計管理者会計課長	結城 一也 君
ガス水道局長	小林 忠 君	消 防 長	小林 強 君
教 育 長	竹田 正光 君	教 育 次 長	伊 奈 晃 君
教育委員会こども課長	吉田 一郎 君	教育委員会教育総務課長兼務	
教育委員会文化振興課長		教育委員会生涯学習課長	
歴史民俗資料館長兼務	佐々木 繁雄 君	中央公民館長兼務	
長者ヶ原考古館長兼務		市民図書館長兼務	田原 秀夫 君
		勤労青少年ホーム館長兼務	
		監査委員事務局長	横田 靖彦 君

事務局出席職員

局 長	小林 武夫 君	次 長	猪又 功 君
主 査	大西 学 君		

午前10時00分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、13番、伊藤文博議員、14番、田原 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

おはようございます。

去る6月14日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告であります。総務文教常任委員長から、休会中の所管事項調査についての報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書、及び発議第6号、水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいとのことで、委員会の意見の一致をみております。

また、市長より議長に対し、新潟県津波対策検討委員会による津波浸水想定結果の概要についてご説明申し上げたい旨の申し出があり、本日の本会議終了後、全員協議会を開催し報告を受けることになりました。このご案内を本日、机上配付させていただいております。

次に、6月14日開催の議会運営委員会において、議会改革の一環として効率的な事務処理を資するため、9月定例会の一般質問の受け付け、質問順序の決定について、本日配付の資料により取り扱うことで、意見の一致をみております。

簡単に説明申し上げます。

9月定例会において一般質問を行おうとする議員は、9月定例会の1週間前、議会運営委員会の開催日の直近の勤務日まで一般質問を行う旨の申し出をいただくこととなります。この申し出がないと一般質問ができなくなりますので、ご注意願います。

一般質問の発言の順番に希望がある議員については、それが一番最初であれ、一番最後であれ、何日目の何番ということであっても、発言通告書の受付開始までに議会事務局に参集していただきます。なお、発言通告書の受付時刻につきましては変更ありませんので、定例会初日の直前勤務日の午前8時30分であります。ここに参集した議員により、一般質問の発言順序を選択する順番を決めるくじを行っていただき、このくじの順番により、順次発言の順番を決めていただきます。その後に通告書の提出を行った議員については、提出順に残っている質問の順番を選んでいただくこととなります。

詳細は、本日机上に配付した一般質問の受け付け、発言順序の決定について（試行）をごらんください。また、不明な点がございましたら事務局にお問い合わせください。

なお、9月定例会では試行として行うこととし、不都合があれば議会運営委員会において再度検討を行い、その後、正式実施とすることで、委員会の意見の一致をみております。

このほか議員定数が20人に変更されたことに伴い、糸魚川市議会委員会条例の常任委員会の数、定数、所管などについて、12月定例会をめどに検討を進めること。さらには、各会派や個人で刊行している市政活動報告書や議員個人のブログなどにおいて、明らかに市民に誤解を与えるような表現や、議会の規律と品位を保持できないような表現があると認められる場合の対応などを含めた、議員の倫理規程の制定についても今後検討を行うことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では会期中の6月25日に、市民会館のリニューアルについて、中学生の広島派遣について、能生地域のインターネットサービスについての3点について所管事項調査を行っておりますので、主な質疑内容をご報告いたします。

市民会館のリニューアルについては、担当課より、新築、改修経費の試算結果について説明がありましたので、主な内容についてご報告いたします。

県内他市及び青海地域きらら青海の文化会館新築工事の例を挙げ、現在の市民会館と同程度の新築費用が26億5,000万円、別の場所に建てる場合の用地費が新市建設計画ベースで約6億円、設計施工管理委託費、解体費と合わせて合計34億2,000万円余りであり、リニューアルは改修工事費が約14億円、設計施工管理委託費と合わせて約14億4,500万円と説明されております。

委員から、施設の使える期間は新築は40年、リニューアルは20年という説明があったが、倍の金額であっても新築が倍の使用年数であればどちらが経済的なのか。また、1年当たりの経費が同等であれば、新築した方がいいのではないかという質疑に対し、倍の予算はかけられないので、何とかリニューアルで20年はもたせたい。愛され、使っていただける安心・安全の施設にしたいと答弁がありました。

また、リニューアルでは市民の期待にこえられる性能の施設にはならないので、考え直すには今しかない。新築、改修でそれぞれの経費をかけた場合の耐用年数、大規模改修の必要性、費用、ランニングコストなどを含めた長期的経費等を推計、試算し、ライフサイクルコストを比較するべきであると意見が出され、ライフサイクルコストの算定、比較、新築した場合の財政計画に与える影響を含めた試算結果を待って、次回の所管事項調査を行うこととしております。

中学生の広島派遣については、目的について、派遣を通して中学生に平和で豊かな暮らしを伝えるとありましたが、広島まで中学生を派遣するには、目的の記述が不十分である。しっかりわかりやすく記述するべきだと指摘があり、唯一の核被爆国の国民として被爆の恐ろしさ、苦しみを伝えるとともに、次代を担う子どもたちの未来のために、平和で豊かな暮らしを認識することを目的として広島に派遣すると変更されております。

来年以降も継続する方針かという質疑に対し、できれば来年以降も続けたい考えであると答弁されております。

能生地域のインターネットサービスについては、NTT東日本から、能生地域能生ビルエリアを対象として、フレッツ光ネクストサービスの開始に向けて検討していると申し出があり、市の方

針として、

1、現行施設では今以上のネットサービス拡充が難しいこと。また、今後の設備更新費用等に多額の費用が必要になることなどを勘案し、NTTによる能生地域すべてのビルエリアを対象としたサービス提供を条件として対応したい。

2、能生インターネットサービスの提供は、光ファイバー網を補助金で整備したことから、財産処分制限期間が経過する平成28年度以降に終了したいと説明がありました。

また、NTT東日本のサービス内容と同様のレベルまで能生ケーブルテレビの施設を更新すると、約3億円必要であると説明されました。

若干の質疑の後、今後、NTT東日本と市の方針で交渉することを了としております。今後も交渉の経過により、所管事項調査で取り上げることといたしました。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．議案第64号から同第69号まで、請願第3号及び発議第5号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第3、議案第64号から同第69号まで、請願第3号及び発議第5号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の6月11日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る6月25日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決、請願1件は採択であります。

議案第64号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第65号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連があるので、一括説明、一括質疑されております。

委員より、昨年12月議会の議案より厳しい内容の処分であり、反省のあらわれと受けとめ評価する。具体的な金額はどうかという質疑に対して、市長が15万7,600円、副市長が12万1,200円、教育長が16万6,200円であると答弁されております。

議案第68号、和解については、委員より、長い論議をしてきた。当初の回答より金額も上がり、納得できる内容である。市民、保護者に対する説明はどのようにしているのかという質疑に対し、開園のおくれについて説明している。工事の進捗状況などを月に1回の頻度で報告するようにしていて、現在は若干の工事のおくれがあるが、今後の工程の中で吸収していきたいと答弁がありました。

昨年来、当委員会としても山ノ井保育園（仮称）の新築に関して多くの時間を費やしてきました。和解議案で一応の解決を見ることになりましたので、ここで委員会としての集約を図ることになりました。

1点目は、山ノ井保育園（仮称）建築設計委託業務に関して、設計内容の不備から建築確認申請段階での設計内容変更を余儀なくされ、これに長い時間を要し、工事費も大きく膨らむこととなった。これにより市民の血税の支出増大を招いたこと、計画全般のおくれにより開園時期が大幅におくれたのみならず、契約済みの工事の着工時期もおくれて建築工事受注者の負担を大きくし、関連企業を中心とした地域経済にも影響を与えたことはゆゆしき事態であり、全く遺憾である。二度とこのような事態を起こさないよう再発防止処置を講ずること。

2点目は、今後の市発注の建築設計委託業務に関して、建築確認済証の受理までを委託契約に含めることと、設計成果物を受け取る際の設計内容審査の厳格化を図ることにより、建築工事発注後に、設計内容の不備によって工事費が安易に膨らむことのないようにすること。

3点目は、工事の進行に当たって、これまで示された方針、条件を厳守して完成を目指すとともに、市民、保護者に十分な説明をしながら事業を推進することと、以上3点の集約がなされております。

議案第66号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、南能生体育館取り壊しに関して、委員より、市民の利用需要はないのか、跡地利用に関して住民の意向は、解体の時期はという質疑に対し、現在の南能生体育館にはゲートボール、フットサルの利用があり、今後、上南地区公民館や南能生小学校の体育館の利用をお願いしている。

跡地利用については、平成22年に上南地区の区長会から、できるだけ経費のかからない方法で活用してほしいと要望を受けていて、これから具体的な協議を行う。解体時期は、現在、解体設計中であり、秋以降の解体を予定していると答弁がありました。

請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願では、多くの意見が出される中、少人数学級は賛成であるが財源の問題がある。当市でも教育補助員が多く必要とされるなど財政的負担が大きくなっている。もう少し時間をかけて検討したいと

継続審査の申し出があり、継続審査について起立採決を行い、起立少数により否決され、採択について起立採決を行い、賛成 3、反対 3、退場による棄権 2 となり、委員長裁決により採択と決しました。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 5 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第 5 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには教育条件整備の教育予算の確保が不可欠です。

35 人以下学級について、昨年度、義務標準法が改正され小学校 1 年生の基礎定数化が図られたものの、今年度、小学校 2 年生については加配措置に留まっています。県内では小学校 3 年生における少人数学級の効果検証がモデル校で始まっており、今後、35 人以下学級の着実な実行が望まれています。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応をするためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が 2010 年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に対する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。さらに、不登校、いじめ等生徒指導の課題が深刻化するとともに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒への対応等が課題となっています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要となっています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（28 か国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増加などにみられるように教育条件格差も生じています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるように次の事項を実現することを強く要望します。

#### 記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

倉又議員。

18番（倉又 稔君）

総務文教常任委員長に、請願第3号及び発議第5号について質問をいたします。

請願理由の中で、また、意見書の中においても、昨年、義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度、小学校2年生については加配措置にとどまっていますとありますが、この内容について私はいま1つ理解できていない部分がありますので、どのように委員会で審査したか教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

委員会では、その30人以下学級について、また、義務標準法についての財源についての審査は行っておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

倉又議員。

18番（倉又 稔君）

今ほどの答弁の中にもありましたけれども、この義務標準法と言われましたけども、理由の中にも書いてありますし、意見書の中にも書いてあります。この義務標準法という法律は、私、幾ら探してもありません。これはどんな法律でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

義務標準法とは広く使われている略称でありまして、正式には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律あります。昭和33年に制定され、その後、改正がされている法律だと認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

倉又議員、あらかじめ申し上げますが、質問は3回までです。

倉又議員、どうぞ。

18番（倉又 稔君）

今ほど正式な法律名を教えてくださいました。もしこの正規な法律がわかっていたら、正規の請願でありますので、正規な法律名を書くよう紹介議員に指導し、この法律名が長いから通称名、義務標準法ということで、「以下、義務標準法と言う。」とか言わないと、正規の請願に対して、正規な意見書に対して、通称名で書くこと自体、私はおかしいと思います。これは答弁は要りません。以上です。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

議長（古畑浩一君）

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

倉又議員。〔18番 倉又 稔君登壇〕

18番（倉又 稔君）

清生クラブの倉又でございます。

請願第3号の反対討論を行います。

請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願についての反対討論を行います。

最初に、義務教育費は国が中心となって負担し、無償であることは憲法で保障されており、これを拡充することについては異論なく賛成するものであります。

一方、30人以下学級については反対をいたします。

学級編制の標準として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項に、この法律に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会で定めなさいという内容が定められております。同法第4条には、学級編制は都道府県が定めた基準を標準として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う旨の内容が定められております。

この法律に基づき新潟県は、小学校1年生、2年生について32人以下学級としております。当請願の委員会審査を傍聴いたしました。学力向上及び暴力行為、不登校、いじめなどの排除が審査の中心でありました。本市議会に提出された請願は、全国を対象とする前に本市の現状に照らし合わせて検証する必要があります。

当市内の小学校18校、114学級のうち、30人を超えている学級は、わずか9学級であります。学級全体の92%、105学級が30人以下学級となっており、そのうちの55%、58学級が複式を含め20人以下となっております。30人以下学級の効果として、学力の向上を声高に議論しながら、当市内にある小学校の92%を占める30人以下学級の学力が向上しているかどうかという議論は、残念ながら聞くことはできませんでした。

学校教育の中では知育のほかに徳育、体育も同時に向上していかなくてはなりません。子どもが減っている中で、本来、家庭や地域で教えなくてはならない徳育や社会性を、家庭内においても地域においても教えることができなくなった今、学校教育で最も期待されていることは集団の中での規律の学習であり、社会秩序を守る訓練であります。また、学校で子どもが先生から多くを学ぶことは当然のことではありますが、それ以上に友人や仲間から多くを学ぶことを忘れてはなりません。これらを考えると少人数よりも多人数であるほうが、より効果的であります。

以上の理由により、本請願に反対いたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

請願第3号に賛成の討論をいたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願に賛成の討論をいたします。

教育を取り巻く環境は、政治、経済、財政的に影響され大変厳しい状況にあると思います。また、子どもたちの周りを見たときに、電子機器やインターネットの普及により環境は大きくさま変わりをしております。さらに家庭の教育力の低下、多様な児童生徒の実態に対応し切れない学校、地域の教育力の低下、基本的な生活習慣、社会性の欠如などさまざまな点が背景にあり、複雑に絡み合っており、学校現場での問題を大きくしていることが指摘をされております。

その中でも暴力行為は減少しております。特に、暴力行為の低年齢化が指摘をされて、未然防止、早期発見、早期対応が重要な課題だというふうに思います。いじめ問題に関しては、新潟県は減少しております。2008年から展開をしております、いじめ根絶県民運動の成果のあらわれとされます。インターネットや携帯電話を介したいじめが新しく増加をしております、いじめが見えにくい状況になっております。

不登校の児童数は、全国、県内とも減少しております。また、中学校入学と同時に、不登校や学校への不適応を起こす、いわゆる中1ギャップが大きな問題となっております。学業に追いつかない悩みは、少人数からいきなり大きな学級に編入されることも原因の1つであると思われます。

また、子どもたちの自殺も課題であります。報道に接するたびに悲しくて、救えなかったことへの無念さが込み上げてまいります。こういった子どもたちの様子にいち早く気づくことが大事であり、小さな変化を見逃さないきめ細かな気づきや接し方が、ふだんからできる少人数学級の実現が求められていると思います。

この新潟県は、小学校低学年の32人以下学級や少人数の学習指導などさまざまな施策を展開して、教育効果を上げる努力を続けておられます。この取り組みにより、子どもたちからは授業がよくわかる、先生に相談しやすくなったとの変化の声が上がっております。保護者の方々や教職員からは、授業中の発言が増加し学習意欲が出ている。子どもたちも一人一人の活躍の場面がふえた、

子どもたち一人一人が教師にじっくりと接してもらえるなど、おおむね好評で成果も上がっているようであります。

そうした状況の中、教師を取り巻く環境も大変厳しく、多忙をきわめ長時間化している勤務実態があります。じっくりと子どもたちと接する時間が、十分にとれないといった状況にあります。近年では学校現場において発達障害が認知をされ、特別支援教育が重要視されて保護者の期待も大きいことから、児童生徒への支援体制を整えるとともに、計画に沿った個別対応を実施をしております。

養護教諭は、いじめ問題、あるいは多様化によって保健室の存在それ自体が、子どもたちにとって大変重要性を増しております。栄養教諭の健康、衛生、食育の面でも責任は大きく、食の安心・安全が求められて、食をめぐる環境は大変厳しさを増しているという状況であります。そういう状況の中にあって、教職員は非常に疲弊をしております。教職員の精神性疾患が年々増加をしております。長期病気休暇、休職が続いているのが大きな問題であり、実態であります。

さらに義務教育費国庫負担制度の拡充に対してのご理解をいただきたいと思えます。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることと、憲法上の要請から生まれたのが義務教育費国庫負担制度であります。

2004年のいわゆる三位一体の改革により、税源移譲や交付金の見直しがあったものの、義務教育費国庫負担金だけが2分の1から3分の1に引き下げられました。国の財源から端を発しているというふうに思いますが、このことによって地方財政を一層圧迫しているものであり、許されるものではありません。義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担による義務教育の国庫負担率を再び2分の1に拡充することを強く要望をいたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（古畑浩一君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

21番（松尾徹郎君）

清生クラブの松尾です。よろしく申し上げます。

請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願について、時期尚早であり、反対の立場で意見を申し上げます。

初めに結論から申し上げますが、私は教育環境を少しでもよくする意味では、少人数学級については賛成であります。しかし、現在ご承知のように、国では税と社会保障の一体改革が議論されているように、国の財政状況がますます厳しさを増している現状を考えますと、現実的には、これ以上、義務教育費国庫負担を国に頼ることは大変厳しいものがあると思えます。仮に少人数学級を実現するとしたならば、その分、自治体負担がますます増大することが予想され、これ以上の負担は、現在のところ極めて困難ではないかと思えます。

一方、新潟県では、比較的早い段階で35人以下学級を小学校低学年において実施し、今後、段

階的にこれらを各学年に推進していきたいとお聞きいたします。しかし、35人以下学級がまだ始まったばかりであり、趣旨は理解できますが、現状をよく見きわめた上で、より適正な学級規模の結論を出すべきではないかと考えます。

また、全国的に見て、特に過疎地においては少子化により児童減少に伴う小規模校が多くなっております。糸魚川市の現状も小規模校が多だけに、まずは適正規模の学校にするための学校整備計画を地元住民とよく協議し、早期に推進すべきではないでしょうか。そのことにより財政負担も軽減でき、また、適正な少人数学級も可能だと思います。

さらに、以前から教育現場の荒廃が言われておりますが、先生によっては児童生徒との人間関係（信頼関係）ができない。あるいは先生の指導力不足にも、問題があるのではないとも言われております。教員採用においては、単に学業成績だけで採用しているとは思いますが、教師によっては適格性に問題がある場合もあるのではないかと思います

学級崩壊も見受けられる中、これは単に児童生徒、教員だけの問題ではなく、家庭内でのしつけや社会環境にも問題があると思います。この点については教育委員会だけではなく、地域社会を挙げて取り組まなくてはなりません。また、特別支援学級や特別支援学校を充実することにより、あるいはチームティーチングをより有効活用することにより解消できるものと考えます。

本来、教育は中立的立場で行うべきものであると思いますが、この請願がPTA関係者の総意であるならば、より真剣に現状を見きわめなければなりません。しかし仮に、本来、中立的な立場で教壇に立つべきはずの教師が、偏った政治団体のもとでこれを推進しようとしているとしたならば問題があるようにも思います。

冒頭にも申し上げましたが、新潟県では他の都道府県に先駆けて35人以下学級を始めたばかりであり、まずは現状をよく見きわめる必要があると思います。加えて国の財政状況、また、自治体負担の増大も考えられるだけに、しっかりと学校整備計画を推進した上で、少人数学級を実現すべきであると思います。

したがって、本請願につきましては趣旨は理解できるものの、さまざまな課題を解決しながら継続的に協議する必要があり、時期尚早であると判断いたします。

以上で討論を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願に対して、賛成討論を行います。

文部科学省の2010年実施の意見募集でも、8割以上の方が望ましい学級規模を30人以下とするなど、30人学級は国民の強い教育要求となっております。

学習の面から見れば、子ども一人一人の学習のつまずきを丁寧に指導することができ、授業中の

発言の機会も多くなります。また、生活の面から見ても、貧困の広がりや社会の変容の中で、深刻な悩みを抱える子どもがふえています。多人数の学級では指導に限界があり、子ども一人一人への丁寧なケアができません。このように30人学級は、一人一人の子どもたちを大切に育てるための必要な条件となっております。

欧米では1学級30人以下が当たり前となっております。アメリカは小学校低学年で24人、イギリスでも小学校低学年で30人、フィンランドは全学年で基本的に24人以下とされています。子ども1,000人当たりの教職員数は、EU平均では125人で、日本の約85人の1.5倍近くとなっております。このような中で、教育の条件整備は国の重い責任であり、負担率を2分の1に戻すべきでもあります。

今回の請願は、糸魚川市PTA連絡協議会、連合新潟上越地域協議会糸魚川支部、そして新潟県教職員組合糸魚川支部のそれぞれの責任者が請願代表になっているものであります。これは糸魚川市の地域の保護者、地域住民、教職員の共通の願いとなっているものと考えます。

子どもは社会の宝です。豊かな教育条件を準備することは未来を築くこととなります。糸魚川市のさらなる子ども一貫教育の発展のためにも本請願に賛成をいたします。

以上をもって賛成討論とします。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより議案第64号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第65号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第66号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第67号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第68号、和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第69号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

この際、議事の都合により、発議第5号を先議いたします。

お諮りをいたします。

これより発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することと決しました。

なお、このことにより、請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願については、不採択すべきものとみなします。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 50 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 4 . 議案第 70 号から同第 79 号まで、及び議案第 84 号から同第 86 号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 4、議案第 70 号から同第 79 号まで、及び議案第 84 号から同第 86 号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4 番 渡辺重雄君登壇〕

4 番（渡辺重雄君）

おはようございます。

本定例会で建設産業常任委員会に付託されました本案について、6 月 21 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、すべての議案について原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

議案第 76 号、市道の廃止についてと、議案第 77 号、市道の認定については、現地調査を行った後、審査をしており、委員から、既存の市道の延長による新たな認定の場合は、全線の道路幅員を 4 メートル以上にするように努力をしてもらいたいとの要望がありました。

そのほかの議案についても、若干の質疑があったものがありましたが、特段報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号、糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第71号、糸魚川市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第72号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第73号、糸魚川市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第74号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

+

次に、議案第75号、公有水面埋立地の用途変更に関し意見を述べることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第76号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第77号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第78号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第79号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第84号、平成24年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第85号、平成24年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第86号、平成24年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

+

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第80号から同第82号まで、及び議案第87号を議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

常任委員会報告を行います。

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました議案は、6月22日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告をいたします。

議案第80号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員から、現在、糸魚川市在住の外国人人数や、法改正の背景などについて質問がありました。

答弁として、外国人は現在310人で、多いところはフィリピン人116人、中国人104人、韓国・北朝鮮人が48人、あと数人ずつで国の数は17カ国であります。また、外国人も納税はしております。

法改正の背景には、外国人登録、更新手続など国の事務が多かったのですが、それが簡略化されることや、外国人にとっては滞在期間が延長されたり、日本人と同じサービスが受けられることなどメリットもありますとの答弁がありました。

議案第81号、糸魚川市斎場条例の一部を改正する条例の制定については、旧火葬場の廃止に伴うものですが、火葬場跡地は環境面に留意して、周辺とバランスのとれた整備としていただきたいとの要望がございました。

議案第82号、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、特段質疑なく決しております。

次に、議案第87号、糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）では、1款1項1目、診療所整備事業、診療所整備基本構想策定委託料150万円について、委員から、基本構想については医師と十分な打ち合わせをして、すぐれたものを目指すようにという意見と、また、平成22年に経営診断を500万円で委託しているが、今回の基本構想策定とどのように関連しているのかとの質問に、答弁としまして、今回の基本構想策定委託は、能生国保診療所は、おおさわの里と隣接になっております。今回、おおさわの里では40床の増設を計画しています。また、国保診療所も今は使われていない入院施設など非効率的な部分もあります。については同じ敷地内で、どのような配置をするか、どのような医療機器が必要なのか、どのような地域医療を目指すのかなど専門的な立場から構想を策定委託するものであります。

また、前回の経営診断は、次回の委員会に提出させていただきますが、経営診断とあわせながら総合的に考えていきますとの答弁がございました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第81号、糸魚川市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第82号、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第87号、平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第83号及び同第88号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第83号及び同第88号を一括議題といたします。

本件につきましては休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の6月11日において、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、去る6月25日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防本部関係部分では、消防車両整備事業の財源変更について、国の補助金が不採択になったのはなぜか。一定の見込みを立てて予算に盛り込んでいるはずだが、見込みが甘いのではないか。また、次年度の採択となる見込みがあるのであれば、1年先送りにするなどの工夫をしても財源の確保を図るべきではないかという質疑に対し、国の補助金は緊急消防援助隊の登録が必要であり、国の方針は新規登録をふやすために新規の申請者が有利となっているようだ。今回は内示がなかったが、消防自動車は老朽化すると緊急時に問題が起きて困るので起債で対応することとした。来年度、採択になるかどうかの保障もないと答弁がありました。

防災行政無線整備事業では、委員より、デジタル化と同時に、FM波による情報提供システムを整備したらどうか。複数のシステムで情報を取れるようにするべきであるし、FMラジオであれば鮮明な音声を聞けるし、ラジオも安価であると意見が出され、いろいろな方法で早い情報伝達をする必要がある。予算とあわせて検討をしたいと答弁がありました。

教育委員会関係部分では博物館活動推進事業において、2016年に開催される鉱物学と博物館に関する国際会議の糸魚川誘致のために、ドイツのドレスデンの会議に出席する費用というが、誘致できる見込みはあるのか。実現した場合、参加者はどのくらいかという質疑に対し、2016年は日本で開催できないかという打診があり、日本では糸魚川が有力候補となっている。その打診が来たのが、ことし2月であったため補正予算対応となった。参加者は、およそ100名くらいの見込みであると答弁されております。

ほかに若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

本定例会で建設産業常任委員会に付託となりました本案について、去る6月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

まず、議案第83号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

交流観光課関係では、観光施設管理運営事業の施設修繕料で、委員より、月不見の池と高浪の池における雪害というが、どの程度かとの質問があり、月不見の池は、多量の雪解け水による排水不良で市道への越水を防ぐ工事であり、高浪の池は、雪によりロッジの屋根のひさしの損傷と、キャンプ場の炊事棟の屋根の損傷があり、修繕を行うものとの答弁がなされました。

続いて、スカイパーク振興事業の指定管理料に関する質疑が交わされましたが、今回、この件に関し、シャルマン火打スキー場の施設にかかわる内容であることから、午前中にシャルマン火打ス

スキー場で現地調査を行いました。午後からの審査では、最初に担当者から大規模修繕等の経過、平成23年度の運営状況の報告がありました。

委員からは、資料を見ると平成21年度から大規模修繕が指定管理料として上がっているが、本来、市の施設であり、大規模修繕費を指定管理料に含めることと、その都度、指定管理料を増額していくこと自体おかしいのではないかととの質問がなされ、これに対し、前にも指摘があり、今回の決算書から一般分と、大規模修繕と、緊急で出されたものを区分けをして表示をすることとした。ただ、今年度については従来予算計上の仕方をしていることから、指定管理料の中に大規模修繕のものもあわせた形で表記をしているが、あくまでも大規模修繕については市の責任で修繕をするということで、それぞれ指定管理者と契約を取り交わしており、10万円を超えたものについては市は責任を持ってその施設を直して、管理を指定管理者にお願いするということとしているとの答弁がなされました。

さらに今回の1,900万円の主なるものは、ペアリフトのワイヤーのセンターずれの修繕ということであるが、保険の適用はあるのかとの質問がなされ、今回のペアリフトのワイヤーのセンターずれについては、雪による損傷という確認がとりにくい状況である。電柱の傾きに関しては保険の手続きをとっているが、まだ明確になっていないことから、現時点で一般財源からの対応とさせていただいたとの答弁がなされました。

また、電柱については徐々に埋設にして、大規模修繕がかからないような運営の方向を考えてもらいたい、今後の見通しはとの質問がなされ、現地をもう一度確認する中で、どちらのほうがベターであるか、将来的な維持管理を含めて検討をさせていただきたいとの答弁がなされました。

毎年、毎年、修繕というイメージがあるが、しっかりスキー場の総点検をしていただいて、修繕を計画的に考えた見通しがほしいとの質問には、昨シーズン、索道協会からプロ中のプロを紹介していただいて進めている。今回、索道の修繕段階においても、そういった方からのアドバイスをいただき、きちんと見ていただく中で長寿命化を図っていきたいと考えているとの答弁がなされました。

さらに、社長交代に関する見通しはとの質問もあり、スタート時から首長である町長が当たってこられたことから、なかなか理解を得られない状況であり、今ある課題を整理しないと簡単にはいかないと考えている。人材的にはある程度目安はできたが、まだ取締役会の合意が得られない状況であり、現在課題を整理している段階であるとの答弁がなされました。

大規模修繕に関する基本的な考え方、指定管理に関する見直しの必要性などについても、さまざまな観点からの質問、意見があり、行政も会社もこれらの見直しの必要性を認識し、今後、対応してほしいということでもあります。

委員からは、さらにスキー以外で、山菜を利用したスキー場の活用策についても意見、要望が出されました。

また、建設課関係、商工農林水産課関係、都市整備課関係、ガス水道局関係につきましては、質疑はありませんでした。

次に、議案第88号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)に関しましては、企業団地造成事業であることから、午前中の現地調査の中で、能生地域の株式会社クリエイトワンフーズの工場建設用地を調査をいたしました。

委員から、歳入の企業用地貸付料の79万6,000円は年間の貸付料か、それとも24年度途中からの貸付料かとの質問がなされ、用地については造成をした後、会社と賃貸借の契約をする予定で、今年度は月割りで約5カ月間を見込んだ額であるとの答弁がなされました。

また、工場予定地に面している市道、農道の整備に関しても質疑があり、これに対し市道に関しては幅員5メートルで、現在は農道の基準で整備をされていることから、舗装厚を市道並みに改良する工事を予定している。農道に関しても未舗装のため道路改良工事を行う予定であるとともに、今後、開発行為の協議を進める必要があることから、開発行為の中で幅員を7メートル確保したい考えであるとの答弁がなされました。

ほかにも質疑が交わされましたが、特段報告することはありません。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

本定例会初日に、議案第83号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、6月22日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

健康増進課関係では、3款1項1目、国民健康保険診療所特別会計繰出金では、委員から、80万4,000円の減額の主な理由として職員の異動に関するのですが、診療所運営に影響はないのかとの質問に、基本的には正職員1名を減らして臨時職員2名を採用するためですが、能生国保診療所鬼頭先生の希望もあり、医療事務有資格者で経験年数も20年近くある職員を採用することとなり、診療所運営はよくなるものと思っているとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第88号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．請願第2号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、請願第2号、議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては休会中、議会運営委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました請願第2号、議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願につきまして、去る6月14日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり採択であります。

審査の過程で、掲揚に賛成する意見として、国旗、市旗についてはいろいろな背景、立場はあるにしても純粋な気持ちとし、国家の発展、市の発展、市民の豊かな生活力アップの願いを2つの旗に託し、皆が気持ちを1つにしていくという意味では何ら支障はないのではないかと。国旗に対して敬意を表するという意味でも、議場への掲揚は賛成であるなどが出されております。

また、反対意見といたしましては、国旗についてはさまざまな考えが国民の中に残っており、また、議場に対していろいろな考え方の議員がいる中で、今の段階でそれを掲揚するということに賛成できない。市民の方々の中にも戦争の体験を引きずっている方もおられ、日章旗に対していろいろな意見もある。国際的にも日章旗に対する思いがいろいろなところであると思う。請願については、賛成できないなどの意見が出されました。

起立採決を行った結果、起立多数により採択と決しました。

以上で、議会運営委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

質問させていただきます、請願第2号。今ほどの委員長報告の中で起立採決によりと、こういう決着をしたというお話がありました。いい悪いは別としまして議会運営委員会、不文律といいたいでしょうか、これまでの倣いとして全会一致といいたいでしょうか、そういう形で努力をしてきた、いい悪いは別として、そういう中での今回の結果であります。ということで委員長、その辺はどういうふうにお考えかということをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

お答えいたします。

一般の議案等、上程された場合、議会運営委員会としては意見の一致をみるということが原則であります。しかしながら今回の付託案件、請願につきましては、それぞれの意見の違いがあるという中で意見交換して、協議をして、審査をした結果、その部分が起立採決は避けられない状況にありましたので、起立採決となったものであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

かつて河野謙三という参議院議長がおられました。この方の持論に、時によってはですが、6・4の理、あるいは7・3の理、常に少数の方々のためにということを書いておられたのを、私、ちっちゃいとき覚えています。そういうことで私自身は、今の委員長のご説のむべなるかなという点もありますけれども、私自身は継続という道もあつたのではなからうかと、そういう努力もどうなんだらうかというふうに考えておりますが、その辺のご見解を賜りたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

委員会の審査の過程の中で、今、吉岡議員が言われる継続という意見がありませんでしたので、それが審査されないということの中で、賛成、反対という意見の中で起立採決によって採択された

ものということでありませぬ。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党議員団の池田達夫です。

私は請願第2号、議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願に対して反対討論を行います。

請願第2号は、市議会の議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願で、日本会議系魚川支部の支部長から提出されているものです。

本請願はその趣旨の中で、1999年に施行された国旗・国歌法に関連し、このように国旗、日の丸は日本人にとって自然かつ身近なものとして既に定着しておりますとし、次代を担う青少年のため、ひいては市のさらなる発展のため、市政執行部と住民の代表である市議会議員が一堂に会する議場に、国旗を掲揚されるよう求めますとしています。

ご承知のように日の丸を国旗とし、君が代を国歌とすることについては、少なくない国民が抵抗感や反対の意思を持っております。とりわけ日の丸については、日本がアジア諸国に対する侵略戦争を行った際に、その旗印として使用されたという歴史があるからであります。まさに侵略戦争遂行のシンボルとなったのが日の丸でありました。この侵略戦争は2,000万人以上のアジアの人たちと、300万人以上の日本国民が犠牲となったという結果をもたらしました。この悲惨な戦争を体験された方々が、日の丸、君が代の存在すら許しがたいという感情を持たれるのも無理のないことでもあります。

このような中で、日の丸を国旗とすることについて国民の中では大きく意見が分かれているのに、1999年、当時の小渕内閣のもとで国旗・国歌法が、わずか13時間の審議のみで数の力で強行可決されました。当時の審議の中でさえ小渕首相は多くの批判の声を受けて、国旗の掲揚に関し、義務づけを行うことは考えていないと答弁せざるを得なかったのであります。

そもそも日本国憲法は、国旗に対する国民一人一人の態度や信条については自由であるという立場であります。市議会の議場は、さまざまな思想、信条を持つ市民から選ばれた市議会議員の言論の場であり、反対意見がある中で国旗掲揚を強行することは、市議会としてはふさわしい行為とは言えないのではないのでしょうか。

また、本請願は、6月14日の議会運営委員会の中で、多数決で採択されたものです。しかし、これまで議会運営上のことは全会一致を原則とし、そのための努力も図られてきました。議会運営上のことは、議会での合意をもって進めるのが民主主義のルールではないのでしょうか。したがって、

この請願については慎重に進めるべきであると考えます。

以上、述べた点から、本請願の採択には反対であります。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより請願第2号、議場に国旗・市旗を掲揚することを求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する採決は起立により行います。

本請願に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本請願は採択することと決しました。

日程第8．発議第6号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第8、発議第6号、水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

発議第6号、水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書について提案をいたします。

新潟水俣病は熊本の水俣病の被害拡大を防ぎえず、第二の水俣病として、1965年（昭和40年）6月12日に公式発表され、今年の6月で47年目を迎えました。世界最大の公害病である水俣病の被害者は新潟で3千名を超え、熊本・鹿児島では6万名を超える数となり、九州の有明海沿岸、新潟の阿賀野川流域に甚大な被害を与えました。

水俣病公表から半世紀を過ぎた現在でも名乗り出る被害者は後を絶ちません。平成22年5月開始から水俣病特別措置法の申請受付は、新潟では、ことし4月末で1,395名にのぼっています。

そのような中、環境省は2月に特別措置法の申請期限を7月末と発表しました。その後、申請者数は3月に84名、4月に69名と、それ以前の月30名前後の2倍以上の大幅増となり、今後の申請者はさらに300名が予測をされます。

新潟水俣病阿賀野患者会の調査によると、このような被害者の多くは、水俣病に対する社会的差別の恐れや、水俣病そのものに対する無知、無理解から申請手続をしなかったことによると考えら

れ、患者会の度重なる住民検診や県の啓発活動によって、ようやく名乗りを上げ始めてきたと思われます。

環境省の「7月末締切り」は、こうした多数の潜在被害者の切り捨てにつながり、またしても問題解決を先送りするものです。

水俣病特別措置法は「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けるべき人々があたらしくすべて救済されること」を救済の原則にしています。「7月末締切り」はこの特別措置法そのものに反することにもなります。

3月に新潟県の泉田裕彦知事は環境大臣に「申請期限の撤回」を要望し、新潟県議会は全会一致で「申請期限の延長」を求める意見書を国に提出しております。新潟市議会も3月に意見書を提出しております。

新潟水俣病被害者と新潟県民が強く願っている全ての水俣病被害者の救済と水俣病問題の解決に向けて、政府におかれましては下記の事項を実現されますよう強く要望します。

#### 記

- 1 水俣病特別措置法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立をすること。
- 2 全ての水俣病被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施および民間の医療機関が行う住民検診に協力し、潜在被害者の発掘に努めること。

また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設置し、健康調査を実施すること。

- 3 第二の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出をいたします。

よろしく願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

古川議員にお伺いいたします。

先ほど朗読の中では、水俣病特別措置法は「地域における」という読み方をされたんですけども、私らもらってる資料によりますと、「地球における」というように書かれております。これについてはどちらが正しいのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

大変失礼しました。私の読み違いであります、地球におけるということ。

地球におけるというのは、すみません、ちょっと確認させていただきます。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 50 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

申しわけございません。これに書いてある「地球における」ということではなくて、「地域における」というのが正しいのでありますのでということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

古川議員の朗読のとおりということですので、これは誤植としてとらえ修正をした上で、大事な文書でありますので提出を願いたいと思います。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第9．閉会中の継続調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長、市民厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成24年第3回市議会定例会閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。  
去る6月11日から本日までの長期間にわたり、平成24年度補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に8点についてご報告申し上げます。

最初に、今井小学校の統合に関する申し入れについて、ご報告を申し上げます。

6月5日付で今井地区自治振興協議会から、今井地区6区長の同意のもと今井小学校の統合の申し入れがありました。その内容につきまして、平成25年3月31日の閉校と、同年4月1日からの糸魚川小学校への通学であります。教育委員会では6月26日に教育委員会協議会を開催し、地区からの申し入れのとおり進めることで方針決定いたしました。

今後は、閉校並びに糸魚川小学校への統合に向け、在校児童の糸魚川小学校との交流や地元との協議などを進め、9月市議会定例会に関連する条例改正を提案する予定であります。

2点目に、糸魚川ジオパークカレッジの開校について、ご報告申し上げます。

あす6月29日、糸魚川ジオパークカレッジの開校式が、20名の受講者を集めて行われることになりました。

市といたしましても、ジオパークを活用した地域発展につながりますことから、中心となる東京大学庭師倶楽部の皆さんと連携し、進めてまいります。

3点目に、民間法律事務所の開所について、ご報告申し上げます。

昨年12月市議会定例会最終日の行政報告でご報告いたしましたが、このたび市内での法律事務所の開所が正式決定いたしました。

名称は「弁護士法人きぼう支所 糸魚川きぼう法律事務所」であり、ヒスイ王国館2階の事務所で、8月1日から相談業務が開始される予定であります。

4点目に、東京農業大学野球部の合宿について、ご報告申し上げます。

東京農業大学硬式野球部が、昨年度に引き続き8月に市内で合宿を行うことになりました。

合宿期間は、8月5日(日曜日)から11日(土曜日)までの7日間で、参加選手は約80名、練習会場は美山球場、宿泊場所はシーサイドバレースキー場内のホワイトクリフであります。

市といたしましても、市民にPRするとともに交流促進につながることから、合宿受け入れのための支援を行ってまいります。

5点目に、国際石油開発帝石株式会社の新青海ラインの富山市への延伸工事について、ご報告申し上げます。

昨年6月市議会定例会初日の行政報告において、新青海ラインの富山市までの延伸計画をご報告いたしましたが、諸手続が完了し、7月から市内での工事が本格化する予定であります。

工事はシールド工法等により、極力交通の妨げとならないよう配慮するとのことですが、一部開削工法の区間もあり、地元や関係者への説明を行うとともに、十分な安全対策をとるよう要請をいたしております。

6点目に、新潟県並行在来線株式会社の会社名及び路線名について、ご報告申し上げます。

去る6月20日の取締役会において、会社名は「えちごトキめき鉄道株式会社」、現北陸本線の市振・直江津駅間の路線名は「日本海ひすいライン」、現信越本線の直江津・妙高高原駅間の路線名は「妙高はねうまライン」が選ばれ、明日6月29日に開催されます定時株主総会において、決定する予定であります。

なお、公益的法人等への糸魚川市職員派遣等に関する条例第9条に、同社の社名が規定されていることから、今回の会社名の変更に伴い、専決処分による条例改正をさせていただきたいものであります。

7点目に、協栄観光株式会社の破産手続の完了について、ご報告申し上げます。

協栄観光株式会社の破産手続につきましては2月と6月の2回、財産状況報告集会が開催され、6月11日付で破産手続が完了いたしました。

市税の滞納分につきましては、これ以上の納付が見込めないことから欠損処理を行う予定であります。

また、協栄観光株式会社への出資金につきましても回収不能となるものであります。

最後に、平成23年度一般会計の決算概況について、ご報告申し上げます。

平成23年度一般会計の最終予算額は、繰越明許費を加えた総額で306億6,600万円であります。決算額ベースでは、歳入で300億9,800万円、歳出で285億5,400万円の決算となり、差し引き15億4,400万円が24年度への繰越金となりました。

繰越事業の財源を除く実質の繰越金は12億6,800万円ではありますが、既に、平成24年度当初予算と補正予算で7億7,800万円計上いたしましたことから、残りの留保額は4億9,000万円となっております。

また、所管の常任委員会でも報告させていただきましたが、市内大手企業の法人市民税で、確定申告により多額の還付が発生する見込みでありますことから、その財源としても繰越金を充当する予定であります。今後、大変厳しい財政運営が予想されます。

なお、還付額が確定した時点で速やかに還付する予定ではありますが、予算額が不足することも見込まれますので、専決処分による補正対応をさせていただきたいものであります。

以上、8点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成24年9月市議会定例会の招集日を、9月3日(月曜日)とさせていただきますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます

大変ありがとうございました。

議長(古畑浩一君)

これもちまして、平成24年第3回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

+

午後0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員